

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により，次のとおり専決処分する。

平成26年12月25日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例及び盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改  
正する条例

（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第51条第 7 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に，「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

（盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は，平成27年 1 月 1 日から施行する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月 24 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

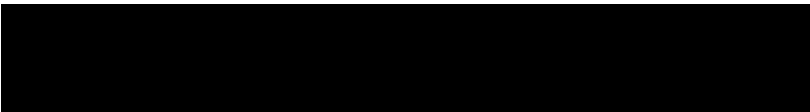
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年12月26日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |   |          |           |                                                                                      |
|---|----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所        |  |
|   |          | 氏名        |                                                                                      |
| 2 | 損害賠償の額   | 金11,082円也 |                                                                                      |
| 3 | 損害賠償の原因  |           |                                                                                      |

平成26年11月12日盛岡市みたけ二丁目地内において、市道稲荷町谷地頭線を自転車で走行中、道路上に落下した街路樹の枝が車輪に挟まり転倒し、顔面擦傷、肩及び腹部を打撲するとともに、車両を損傷したことによる。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年12月26日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 140,027円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年12月 4 日盛岡市下厨川字鍋屋敷地内の市道四十四田鍋屋敷線において、市道樹木の枝が落下し、フロントガラスを損傷したことによる。

報告第 4 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月 24 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 1 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金28,531円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 7 月 3 日盛岡市中央公民館第二企画展示室内において、中央公民館まつりの準備作業中に高所作業台がスポットライトに接触し、当該スポットライトが落下したことにより、裂傷を負わせたことによる。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月 24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立見前小学校校舎耐震補強工事 その 2	契約金額「139,320,000円」を 「140,367,600円」に改める。	平成27年 1 月 9 日

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

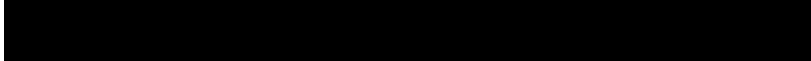
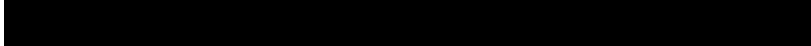
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 1月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金65,448円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 8月 5 日盛岡市役所敷地内において、庁舎裏平面駐車場入口に植生するケヤキの枝が落下し、車両が損傷したことによる。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 1 月15日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 4,480円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 8 月13日、青山四丁目の運動公園南交差点付近の路上において、車両に乗り信号待ちをしていた際、路上に張り出した街路樹の枝が落下し、ボンネットの一部を損傷したことによる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 1月15日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |   |          |             |  |
|---|----------|-------------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所          |  |
|   |          | 氏名          |  |
| 2 | 損害賠償の額   | 金 372,868円也 |  |
| 3 | 損害賠償の原因  |             |  |

平成26年 9月16日、内丸の岩手公園下交差点付近を車両で通過中に、路上に張り出した岩手公園内にある樹木の枝が落下し、ルーフの一部及び助手席側サイドミラーを損傷したことによる。



報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月 24 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
太田テニスコート上屋建設（建築主体）工事	契約金額「 245, 160, 000円」を「 248, 030, 640円」に改める。	平成27年 1 月 19 日

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月 24 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 1 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- |            |           |  |
|------------|-----------|--|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所        |  |
|            | 氏名        |  |
| 2 損害賠償の額   | 金33,000円也 |  |
| 3 損害賠償の原因  |           |  |

平成26年12月26日盛岡市三本柳11地割地内において、市道大道西 3 号線を自動車で走行中、道路上の破損していた段差に乗り上げ車両を損傷したことによる。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 2月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 6,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 1月16日盛岡市上鹿妻蟹沢地内において、市道上鹿妻23号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
仁王地区活動センター建設（建築主体）工事	契約金額「181,440,000円」を「184,521,240円」に改める。	平成27年 2 月 5 日

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

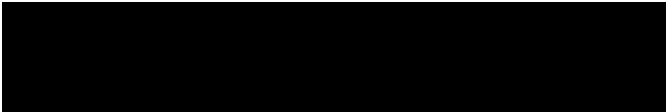
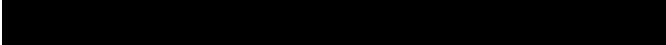
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 2 月13日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 9 月 2 日盛岡市高松四丁目地内において、市道高松四丁目 8 号線を自動車で行中、市道敷地内の破損した側溝に車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立向中野小学校校舎増築第 1 期（建築主体）工事	契約金額「170,640,000円」を「173,523,600円」に改める。	平成27年 2 月13日

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事	契約金額「137,343,600円」を「138,565,080円」に改める。	平成27年 2 月13日

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 2 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立巻堀中学校校舎増築(建築主体)工事	契約金額「304,452,000円」を「309,288,240円」に改める。	平成27年 2 月13日